

監査報告書

平成 23 年 6 月 15 日

公立大学法人九州歯科大学
理事長 福田 仁一 殿

公立大学法人九州歯科大学

監事 廣瀬隆明



監事 西川舞子



私ども監事は、地方独立行政法人法第 13 条第 4 項及び第 34 条第 2 項に基づき、公立大学法人九州歯科大学の平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの第 5 期事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書）、事業報告書及び決算報告書について監査を実施いたしました。その結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

理事会に出席して、法人としての重要な意思決定ならびに理事の職務の執行状況を聴取するほか、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて各責任者から業務処理の状況を聴取するとともに、書面、証拠書類の査閲によりこれを確かめました。また、会計監査人から監査に関する報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を行いました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (2) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、地方独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。
- (3) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (4) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 決算報告書は、決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (6) 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令もしくは規程に違反する重大な事実は認められません。

3. 追記情報

- (1) 本年度は、本学が法人化されてから5年目に入り、安定した法人経営が行われていて、大学運営の具体的な業務目標である中期計画中の7項目の中期計画項目、60の実施計画については、そのほとんどについてはほぼ年度計画が達成されている。したがって、全体として、中期計画が相当程度順調に達成されつつあることが認められた。
- (2) しかるに、業務監査結果に基づいて、気付いた点について次のような意見を述べておきたい。
- イ. 業務実績報告書の「法人の財務状況」の内、病院収入について、本年度の増収要因として、「保険診療報酬料率の改訂」という外的要因と「年間20百万円を超える保険診療報酬の返戻・減点について外部識者を投入し組織対応した結果、その額を削減できた」ことがあげられているが、運営交付金が減額調整される中で自力での収入増加を図る重要な手段である病院収入について、今後の見通し及び、増収を図るための具体的方策について検討してもらいたい。
- ロ. 業務実績報告書の「法人マネジメント」について、本年度に最重要課題として、取り組まれた「国からの歯学科入学定員削減要請」について、今後の見通し及び、削減要請への具体的対策を検討してもらいたい。

以 上